

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3 ひとり親家庭等への支援充実
-----	-----------------

施策主管課	子ども家庭課	総合計画記載頁	73ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	4 愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもがいいきと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	-----------------	---------------------	--

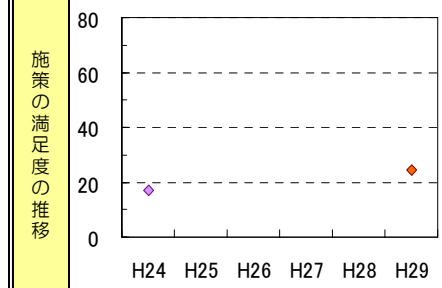
2 施策の取組状況

施策目標	ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。
------	----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	ひとり親家庭支援施策による就業件数(件)	単年度目標値	84	99	114	129	144			156	A	中核市平均	実績値	111				
	現状値	84件	実績値	111					中核市での本市の順位	単年度の達成度	132.1%								
	目標値(H29)	156件	単年度の達成度	132.1%					中核市平均	単年度目標値									
③ 市民意識調査結果		現状値	実績値							中核市での本市の順位	単年度目標値								
		目標値(H29)	単年度の達成度							中核市平均	現状値								
		単年度の達成度								実績値	目標値(H29)								
											施策の満足度(%)	調査結果	H24(現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
											目標値(H29)	24.4%	17.0%						
											前年度からの増減								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(±2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法」が平成25年3月から施行し、ひとり親家庭の就業促進に向けた取組をより一層推進することが求められている。このような中、「支援施策による就業件数」については、企業との連携による就労支援事業や高等技能訓練促進費などの就業支援や相談機能の充実を図ることにより、平成24年度目標値を達成し、順調な成果が得られた。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	---	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	母子家庭等援護費支給（扶助費）			遺児手当または児童福祉手当の受給者で、12月1日において引き続き3か月以上市内に住所を有している者。	義務教育終了前の児童を養育するひとり親家庭に支給することにより、経済的自立を助長するとともに、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図る。	S50	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果にかかる検証を踏まえたうえで、自立に向けた有効な支援策を検討する。
2	母子家庭等への入学祝金の支給（扶助費）			遺児手当または児童福祉手当の受給者で、小・中学校に入学する児童がいる者。	入学児童がいるひとり親家庭に対し、祝金を支給して児童の成長を祝福し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図る。	S50	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果にかかる検証を踏まえたうえで、自立に向けた有効な支援策を検討する。
3	ひとり親家庭医療費助成（扶助費）			18歳到達後の年度末までの児童と、その児童を養育している者	ひとり親家庭等の親と子、あるいは両親のいない児童の健康と福祉の増進を図る。	S51	ひとり親家庭等の親と子どもの病気の早期発見と早期治療を促し、健康増進を図るために今後も引き続き事業を継続していく。
4	遺児手当（扶助費）			市内に住所を有し、死亡以外の事由で父母の一方又は両方の養育を受けられない児童（義務教育終了前）を監護・養育している者。	死亡以外の事由で、父母の一方又は両方の養育を受けられない児童に支給することにより、児童の健全な育成と福祉の増進を図る。	S46	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果にかかる検証を踏まえたうえで、自立に向けた有効な支援策を検討する。
5	児童福祉手当（扶助費）			市内に住所を有し、死亡以外の事由で父母の一方又は両方の養育を受けられない児童（義務教育終了前）を監護・養育している者。	死亡以外の事由で、父母の一方又は両方の養育を受けられない児童に支給することにより、児童の健全な育成と福祉の増進を図る。	S46	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果にかかる検証を踏まえたうえで、自立に向けた有効な支援策を検討する。
6	母子父子家庭福祉対策事業		・就業・自立支援センター事業の充実 ・緊急時に対応した子育て・生活支援 ・母子寡婦福祉団体の事業推進への支援	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	ひとり親家庭等の生活安定のために、就労、生活の自立支援を行う。	S50	ひとり親家庭への仕事と家庭の両立を図る有効な支援策として推進する。
7	母子自立支援員	○	生活・就業等相談事業の充実	母子家庭の母、父子家庭の父	ひとり親家庭が、各家庭状況に応じた必要な支援・助言を受け、自立した生活が送れるよう支援する。	H8	ひとり親家庭へ支援するためには、多様多様な相談に対応できるよう、母子自立支援員のスキルアップを図る。
8	母子家庭自立支援給付費補助金		自立支援給付費事業の充実	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給の所得水準であり、事前相談により支給が必要と認められたもの	就業に有利な資格取得を促進するため、生活負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。	H16	経済的に自立できることがひとり親本人や子どもの成長にとって重要なものとなっていることから、自立を図る有効な支援策として推進する。
9	身元保証人確保対策事業			母子生活支援施設に入所中又は退所した子どもや女性	保証人が得られず就職や住居の賃借が困難な人の保証人を施設長が務め、子どもや女性の社会的自立の促進に寄与する。	H19	子どもやひとり親の社会的自立を促進するために、就職や住居の賃借が困難な人の保証人を、施設長が務められるよう本事業を推進していく。
10	母子福祉資金貸付事業費		母子寡婦福祉資金貸付事業の充実	母子家庭の母及びその児童	母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助成を図り、あわせて児童の福祉を増進する。	H8	子どもの授業料に係る資金の利用が大半を占めており、母子家庭の経済的自立を促進するために、制度の周知を徹底していくとともに、償還指導を強化し、原資となる償還金の確保に努めていく。
11	寡婦福祉資金貸付事業費		母子寡婦福祉資金貸付事業の充実	寡婦及びその子	寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて子の福祉を増進する。	H8	子どもの就学時に係る資金の利用が大半を占めており、寡婦世帯の経済的自立を促進するために、制度の周知を徹底していくとともに、償還指導を強化し、原資となる償還金の確保に努めていく。
12	母子寡婦福祉資金貸付事務費			母子寡婦福祉資金貸付金に係る事務費	母子寡婦福祉資金貸付金の運用に係る事務費を適正に運用する。	H8	母子寡婦福祉貸付金の運用管理については、今後も適正に行っていく。
13	企業との連携による就労支援事業	○	企業との連携による就労支援事業の充実	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	就職が困難なひとり親に対して相談や能力開発を行い、継続的・総合的な支援を実施し、ひとり親家庭の自立支援を図る。	H23	就労支援に関してノウハウや実績のある企業と連携することで、ひとり親に対する相談、能力開発、就職活動支援、就職後のフォローまで、一貫した総合的支援を行っており、自立を図る有効な支援策として推進する。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆ひとり親家庭は、就業と子育てをひとりで担うため、また、パートや派遣などの非正規雇用が多いことなどから、経済的自立が困難な状況にある。このような状況の中、技能の習得など自立を図るための就労支援や、仕事と家庭の両立を図るための日常生活支援に努めていく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆ハローワーク等の関係機関との連携により、既存事業の充実や相談機能の強化を図り、ひとり親家庭等の状況に応じた支援を行っていく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆母子自立支援員 母子自立支援員のスキルアップを図り、多様多様な相談に対応していく。</p> <p>◆企業との連携による就労支援事業の充実 就労支援に関してノウハウや実績のある企業と連携することで、ひとり親に対する相談、能力開発、就職活動支援、就職後のフォローまで、一貫した総合的支援を効果的に推進していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>